

## 農作物を守るため 有害鳥獣の捕獲を 実施しています



詳しく述べ、市産業振興課（市役所4階☎32・3809）まで。

【駆除実施箇所】市内一円  
(狩猟可能区域に限る)

【駆除実施期間】年間通し  
て随時実施

【対象鳥獣】イノシシ・カラスなどの有害鳥獣

ご協力をよろしくお願い  
します。

小松島市有害鳥獣捕獲  
対策協議会では、農作物  
の被害を防除するために、  
随时、ハコ罠設置や銃器  
による有害鳥獣の捕獲を  
実施しています。

市民の皆様のご理解・

ご協力をよろしくお願い  
します。

## 農業振興地域整備 計画変更申出受付 10月3日から後期受付開始

市産業振興課では、農用地区域からの除外および農用地区域への編入申出書の受付を前期、後期の年2回に分けて行っています。後期受付期間は、10月3日から10月31日まで。（土日祝を除く）

### 【申し出に必要な書類など】

▼申出書

▼除外・編入したい土地の登記簿謄本（登記事項証明書）

▼公団の写し

▼土地の現況写真および位置図

詳しく述べ、市産業振興課（市役所4階☎32・3809）まで。



## 農家の皆さん 稻わらのすき込みをお願いします

稲刈の後、稻わらをそのまま水田に放置  
しておくと、大雨の時に流れ出し、ポンプ  
場や排水路などに詰まつて、浸水被害などを  
招く恐れがあります。台風などに備えて、  
稻わらが流れ出さないようすき込みを行な  
ど、放置しないようにお願いします。



## 耕作放棄地の全体調査にご協力を！

市および市農業委員会では、耕作放棄地など年間を通じて不作付けの農地、いわゆる「遊休農地」の解消・再生に向けた取り組みを進めています。そのため、9月から市担当者や地元農業委員が耕作放棄地の全体調査（現況確認）を行っています。

なお、この調査結果は耕作放棄地の解消のための基礎資料として活用し、他の用途には使用いたしません。

お問い合わせは、市農業委員会事務局（☎32・3810）または市産業振興課（☎32・3809）まで。

## 耕作放棄地解消のため 歩行型草刈機を貸し出しています

小松島市担い手育成総合支  
援協議会では、耕作放棄地の  
解消のため、歩行型草刈機の  
貸し出しを行っています。

耕作放棄地の土地所有者、  
耕作者、土地改良区等関係機  
関で、耕作放棄を解消したい  
方は、左記お問い合わせ先へ  
申請してください。

お問い合わせは、協議会事  
務局（市産業振興課（☎32・  
3809）または市農業委員  
会事務局（☎32・3810））  
まで。



貸し出しされる歩行型草刈機